

骨子案（３）に関する構成員意見について

（第１９条関係）

最高裁判所において、「裁判所において、傍聴席の遮へい、犯罪被害者等への付添い等について、被害者等の負担が軽減するよう、配慮する」との文言を挿入してほしい。（構成員意見）

裁判所において、犯罪被害者保護二法による諸制度につき、その趣旨に従って、被害者等の負担が軽減するよう、適切に運用するよう配慮すべきことは、十分に認識しているところであり、これまでも研修や各裁判所における職員への指導により、これを周知してきたところである。今後とも、犯罪被害者保護二法の運用面や、窓口対応等における犯罪被害者等への配慮について、周知徹底してまいりたい。

なお、傍聴席の遮へいについては、一般の傍聴人が自由に入出りできる場所である法廷において、そのような措置をとることが物理的に可能かどうか、法廷警察権の行使に支障が生じないかなどについて、慎重な検討が必要なものと考えている。